

ご契約に関する重要事項

◆電気料金メニュー・単価表 [料金単価には、消費税等相当額（10%）を含んでいます。]

使っておとくライト

Point

- 一定のご使用量（ひと月120kWh）まで定額です。
- 電気とガスをご使用で、ご使用量の多いご家庭におすすめです。

ご加入条件	ご契約容量 50kVA 未満の お客さま	■ご加入にあたっての注意事項 <ul style="list-style-type: none">•ご契約期間中に電気需給契約を廃止される場合は、期中解約金※1 を申し受ける場合がございます。•ご加入の際、スマートメーターの設置が必要であり、未設置の場合、取付工事が必要となります。
-------	----------------------------	---

	区分	料金単価
基本 使用 料金	1 契約につき最初の 3kVA (30A) まで	2,698.68 円
	3kVA (30A) をこえる 1kVA につき	242.00 円

	区分	単位	料金単価
電力量 料金	120kWh をこえる場合	1kWh	21.42 円

※1 お客さまが契約期間満了に先立って需給契約を廃止しようとされる場合には、北陸電力は、期中解約金（1,000 円/1 契約）を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。また、契約期間満了の日の前々月の応当日（契約期間満了の日に対応する日をいいます。）の翌日以降にお客さまが需給契約を廃止される場合は、期中解約金を申し受けません。

◆電気料金の計算方法

$$\text{電気料金} = \text{基本料金} + \text{電力量料金} \pm \text{燃料費調整額} + \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金}$$

ご使用量(kWh) × 単価 ご使用量(kWh) × 燃料費調整単価 ご使用量(kWh) × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

※燃料費調整単価および再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は北陸電力ホームページでご確認ください。

<使っておとくライトのご契約にあたっての主な重要事項>

検針結果のお知らせ方法の変更および紙面発行手数料の有料化

- 「検針結果のお知らせ」について、「北陸電力会員サイト（ほくリンク）」にてお知らせいたします。
- 紙面によるお知らせをご希望のお客さまは、北陸電力へお問い合わせください。なお、発行手数料（110 円/通）〔税込〕をご負担いただきます。発行手数料については、翌月分の電気料金に加算して請求いたします。

ご契約期間について

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間）の末日までといたします。なお、お客さまから特段のお申し出がない場合、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続させていただきますので、お手続きは不要です。詳細は、裏面をご確認ください。

◆販売事業者



小売電気事業者登録番号 A0271

富山市牛島町 15 番 1 号

<https://www.rikuden.co.jp>

代理店情報

事業者名 : 高岡ケーブルネットワーク株式会社
代表者 : 代表取締役社長 山口 伸一
事業者住所 : 〒933-8512 富山県高岡市昭和町 1-2-10
電話番号 : 0120-97-6560

○お引越し・ご契約に関するお問い合わせ・申込みは **0120-776453** (月~土9時~20時 祝日・年末年始除く)

○「ほくリンク」に関するお問い合わせは **0120-896950** (月~土9時~19時 祝日・年末年始除く)

○停電・電気の設備(電柱・電線など)に関するお問い合わせは **0120-837119** (24時間)

○その他のご相談、お問い合わせは **0120-167540** (月~金9時~19時 祝日・年末年始除く)

電気ご契約についてのご案内

1. ご契約の申込み(新規・変更・廃止)

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合または需給契約の変更を希望される場合は、あらかじめ、低圧特別約款(基本契約要綱)(以下「要綱」といいます。))および低圧特別約款(料金表)(以下「料金表」といいます。))を承諾し、かつ、富山県、石川県、福井県(一部を除きます。)、岐阜県の一部を供給区域とする一般送配電事業者(以下「当該一般送配電事業者」といいます。))が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送供給等約款等」といいます。))における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、北陸電力所定の様式により申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものは、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。
- (2) 需給契約を変更する場合、北陸電力は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、供給地点特定番号ならびに北陸電力の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付(以下「書面の交付」といいます。))に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等(以下「電磁的方法」といいます。))によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。
- (3) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて北陸電力に通知していただきます。

2. ご契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、申込みを北陸電力が承諾したときに成立いたします。ただし、北陸電力と当該一般送配電事業者との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、北陸電力は、需給契約の成立の日にさかのぼって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間)の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先立って、お客さままたは北陸電力のいずれからも需給契約の変更や廃止の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、北陸電力は、契約期間満了前は、新たな契約期間、需給契約の継続後は、新たな契約期間、供給地点特定番号ならびに北陸電力の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

3. 北陸電力からの申出による契約の解約等

- (1) お客さまが要綱の定めに該当する場合には、北陸電力は、そのお客さまの需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、北陸電力は、解約の15日前までにお知らせいたします。また、お客さまが解約の前日までに、当該一般送配電事業者とも電気の需給契約を締結されない場合には、当該一般送配電事業者は、解約日以降に需給を終了させるための適当な措置を行います。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、北陸電力に需給契約の廃止をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものとなります。

4. 契約容量

使っておくライトの契約容量は、原則として要綱に定める算定方法により得た値となります。

5. 検針日および使用電力量の計量

- (1) 検針は、お客さまごとに北陸電力があらかじめお知らせした日に、当該一般送配電事業者が毎月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、北陸電力があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、検針日の電力量計の読みと前月の検針日の電力量計の読みの差引きにより算定いたします。ただし、計量器等の故障により使用電力量を正しく計量できなかった場合は、お客さまと北陸電力の協議によって定めます。
- (3) (2)にかかわらず、記録型計量器により使用電力量を30分単位で計量する場合があります。この場合、料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量を料金の算定期間(ただし、需給契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間)といたします。))において合計した値といたします。

6. 料金の算定

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間とし、料金は、当該期間を「1月」として算定いたします。ただし、電気の供給を開始した場合は開始日から直後の検針日の前日まで、需給契約が消滅した場合は直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更があった場合の料金は、日割計算をいたします。

7. 料金の支払義務、支払期日および延滞利息

- (1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。また、料金の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目とし、支払期日までに支払っていただきます。
- (2) お客さまが、料金を支払期日経過後に支払われた場合は、支払期日の翌日から支払日までの期間の日数に応じて、年10%(1日あたり約0.03%)の延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は延滞利息を申し受けません。

8. 料金その他のお支払方法

料金については毎月、北陸電力が指定した金融機関等を通じて、「口座振替支払」「クレジットカード支払」「振込用紙支払」によりお支払いいただきます。工事費負担金等相当額その他についてはそのつど、北陸電力が指定した金融機関等を通じて、お支払いいただきます。

9. 工事費等の負担金

北陸電力は、当該一般送配電事業者から、託送供給等約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金相当額として、工事着手前に申し受けます。

10. ご契約の廃止・変更にもなう料金等の精算

お客さまが、契約電流、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、北陸電力は、

需給契約の消滅または変更の日に、料金等をお客さまに精算していただく場合があります。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

11. 電気の使用にともなうお客さまの協力

お客さまの電気の使用が、託送供給等約款等に定める原因で他の電気の使用者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当該一般送配電事業者がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

12. 需要場所への立入りによる業務の実施

北陸電力または当該一般送配電事業者(北陸電力または当該一般送配電事業者が委託した業者を含みます。))は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- (1) 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 要綱にもとづき必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 要綱の定めによる電気の供給の停止、需給契約の廃止または解約等により必要な処置
- (6) その他、要綱および料金表により、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

13. 違約金および設備の賠償

- (1) 要綱の定めに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、北陸電力は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、要綱および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。なお、不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で北陸電力が決定した期間といたします。
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、北陸電力が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

14. 供給電圧および周波数

供給電圧は、標準電圧 100Vまたは 200V、周波数は標準周波数 60Hzといたします。

15. 信用情報の共有について

お客さまが、要綱および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、北陸電力の定める期日を経過してなお支払われぬ場合等には、北陸電力は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

16. 期中解約金

- (1) お客さまが契約期間満了に先立って需給契約を廃止しようとする場合には、北陸電力は、期中解約金(1,000円/1契約)を申し受けます。ただし、移転により需給契約が廃止となる場合等は、この限りではありません。
- (2) 契約期間満了の日の前々月の応当日(契約期間満了の日に対応する日)をいいます。の翌日以降にお客さまが需給契約を廃止される場合は、(1)にかかわらず、北陸電力は、期中解約金を申し受けません。

17. その他

- (1) 上記に記載のない事項については、要綱または料金表によります。
- (2) 北陸電力が、要綱および料金表を変更する場合は、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせいたします。変更後の内容にお客さまから異議の申出がない場合は、ご契約期間満了前でも、ご契約条件は、変更後の要綱および料金表によります。
- (3) この要綱および料金表を変更する場合は、北陸電力は、変更前は、要綱および料金表の変更内容を、変更後は、要綱および料金表の変更内容、供給地点特定番号ならびに北陸電力の名称および所在地等を、お客さまにお知らせいたします。この場合、書面の交付に代えて、電磁的方法によりお客さまにお知らせすることがあります。なお、変更とならない事項については、お知らせを省略いたします。

※ 指定事業者による立替え払いを適用する場合の、料金の支払方法、支払期日および延滞利息(低圧特別約款(基本契約要綱)以外の供給条件)

- (1) お客さまが、指定事業者との契約にもとづき、指定事業者が実施する、電気料金等をその他の料金等とあわせて申し受けるサービスの適用を希望される場合は、要綱の適用にあたって、電気料金等の支払いに関する事項については、「料金の支払義務、支払期日および延滞利息」および「料金その他のお支払方法」によらず、低圧特別約款(基本契約要綱)以外の供給条件に定めるところによります。
- (2) 料金の支払期日は、指定事業者を通じてお客さまにお知らせした期日といたします。
- (3) 料金については、お客さまが指定事業者との契約にもとづき、その指定事業者に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて申し込みにより支払っていただきます。
- (4) (3)の場合、料金がその指定事業者により当社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとなります。
- (5) お客さまが(1)に適合しなくなった場合、低圧特別約款(基本契約要綱)以外の供給条件を適用しないものとなります。